平成２９年（フ）第５２３号
静岡市駿河区西脇1226番地の１　モーリハイツ203号
債務者　寺田　順子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６２号
静岡県藤枝市岡部町村良496番地の１、旧住所静岡市葵区古庄４丁目１番21―202号
債務者　海野　孝哉
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８６号
静岡市清水区伊佐布291番地の１、旧住所静岡市清水区尾羽212番地の１
債務者　乾　　勝
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４１号
静岡市葵区唐瀬２丁目19番23―３号
債務者　横川希巳江
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５３号
東京都練馬区田柄３丁目12―23―102
債務者　鈴木　彰隆
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６０号
東京都板橋区赤塚７丁目24―１―101
債務者　谷口　貴樹
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６３号
東京都荒川区南千住１丁目43―４
債務者　遠藤　賢二
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９号
東京都荒川区東日暮里３丁目41―１
債務者　下条千賀子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０号
東京都江戸川区西小岩３丁目10―14―106
債務者　中河　清治
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２号
東京都北区中十条２丁目20―９―304
債務者　蚊野　琢也
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７３号
東京都葛飾区金町２丁目21―５―502
債務者　小林　正典
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７５号
東京都練馬区平和台２丁目35―２　かぼちゃの馬車平和台Ⅵ　108
債務者　東　千絵里
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８４号
東京都北区赤羽北１丁目７―19―201
債務者　向平　友久
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２７号
静岡市駿河区広野６丁目15―19　レオパレスメゾンドブランシュ110号室、住民票上の住所愛知県岡崎市宇頭町字山ノ神56番地３
債務者　布目　拓人
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６１５号
大阪府高槻市大塚町４丁目５番14号、前住所神戸市東灘区御影塚町２丁目27番19号　ＭＫフローラル101号
債務者　園田　俊二
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部